

## 【小規模修繕登録を行う申請者用】

※小規模修繕登録を行う申請者用となります。

なお、小規模修繕登録は市内に本社がある、又は大仙市内に住所を置く方のみ申請が申請可能であり、それ以外に該当する方は登録はできませんのでご注意願います。

物品調達、役務の提供への申請も併せて申請することも可能ですが、その場合には大仙市入札参加資格審査申請又は契約希望者資格審査申請のいずれかの申請が必要となります。

申請に必要な書類は新規、継続によって異なります。なお、定期受付又は随時受付を問わず、令和5・6年度適用大仙市契約業者資格審査申請を行い、同名簿に登録された方は「継続」の申請となります。

### ■ 共通分、個別分

表中の「◎」は提出必須、「○」は該当する場合、「☆」は継続申請する方が前回と変更有る場合に必要な書類になります。

小規模修繕登録					
該当する方に申請					
No.	書類の名称	新規申請		継続申請 (R5・6入札参加名簿登載者)	
		法人	個人	法人	個人
1	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	◎	—	☆ ※2	—
2	住民票抄本	—	◎	—	☆ ※2
3	課税及び納税状況に関する同意書 (市の様式「共通-2」)	◎	◎	☆ ※2	☆ ※2
4	資格等の証明書	○	○	—	—
5	建設業許可通知書	○	○	—	—
6	社会保険料納入確認書 (市の様式「共通-3」)	◎ ※1	—	—	—

### 注意事項について

#### 添付書類について

履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・・・発行から概ね3か月以内のもの。

住民票抄本・・・発行から概ね3か月以内のもの。

課税及び納税状況に関する同意書・・・市の様式です。市税の滞納の有無に寄らず申請者に提出を依頼しているものです。

新規の方でこの書類の提出を行わない方は、大仙市の法人課税分又は個人課税分の発行から概ね1ヵ月以内納税証明書を提出する必要があります。

資格等の証明書・・・登録を希望する工種を行うにあたり、資格等を有する場合にはその証明書等の写しを添付すること。

建設業許可通知書・・・建設業許可を有する場合にはその写しを添付すること。

#### ※1

建設業許可を有する場合には社会保険料納入確認書の提出が必要となります。そのため、建設業許可を有していない方は提出不要です。

#### ※2

「☆」は継続申請する方が前回と変更有る場合に提出が必要な書類となりますので、前回と変更がなければ省略可となります。